

ふるさと未来プロジェクト 会則

(名称)

第1条 本会は ふるさと未来プロジェクト（以下「委員会」という）と、称する。

(目的)

第2条 この委員会は、山田地域自治振興会の附属機関とし、山田地域の活力のある地域づくりを目指して、より豊かで住みよい健全なふるさとづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域の活性化に伴うための事業
- (2) 活力のある地域づくりのための事業
- (3) 地域住民とのふれあいを深めるための事業
- (4) 各種団体との連携した事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、自治振興会内に置く。

(組織)

第5条 委員会の委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 地区内自治会長
- (2) 本会の趣旨に賛同する者

(委員の入会・脱会)

第6条 前条(2)に掲げる委員は、この会への入会、脱会は、別に定めず自由とする。

- 2 前項において、入会、脱会される方は、事務局へ連絡することとする。

(役員)

第7条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (4) 監事 1名
- (5) 事務局 1名
- (6) 会計 1名

(役員を選出)

第8条 委員会の役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長は、全員協議会において選出する。
- (2) 副会長、監事、事務局、会計は、会長が推薦し、全員協議会で承認を得る。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする

- (1) 会長は、委員会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、委員会の事業運営に関する財務に対しての適切な監督履行を行う。
- (4) 事務局は、委員会の事務、一般庶務を行う。
- (5) 会計は、委員会の会計を行う。

(役員の仕事)

第10条 委員会の役員の仕事は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 交代による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第11条 委員会の会議は、全員協議会及び役員会とし、必要に応じて会長が召集し、その会議の議長を務める。
- 2 会議は過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長が決する。

(経費)

- 第12条 委員会の経費は、会費、寄付金、委託金、補助金及びその他の収益をもって充てる。

(会計年度)

- 第13条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

- 第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、全員協議会において協議する。
- 2 この会則の変更及び改正は、全員協議会において、決するものとする。

附則

- (1) この会則は、平成21年11月29日から施行する。